

埼玉県訓令第七号

訓令

本庁  
地域機関

埼玉県職員当直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県職員当直規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員当直規程（昭和三十二年埼玉県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「様式第一号」を「別記様式」に改める。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

様式第一号中「㊦」を削り、同様式を別記様式とする。

様式第二号を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。